

発議第 1 号

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月20日提出

提出者

議会運営委員長 根本 守

提案理由 先の第186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたためである。

## 流山市議会委員会条例の一部を改正する条例

流山市議会委員会条例（昭和42年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用を受けて同項に規定する旧教育長として在職する間は、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。